

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年10月14日
【会社名】	株式会社ファステップス
【英訳名】	Fasteps Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 川 嶋 誠
【本店の所在の場所】	東京都新宿区四谷四丁目32番4号
【電話番号】	03(5360)8998(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 村 山 雅 経
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区四谷四丁目32番4号
【電話番号】	03(5360)8998(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 村 山 雅 経
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 175,180,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	461,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集(以下、「本第三者割当」といいます。)は、平成26年10月14日(火)開催の取締役会決議によるものであります。
2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	461,000株	175,180,000	87,590,000
一般募集			
計(総発行株式)	461,000株	175,180,000	87,590,000

- (注) 1. 第三者割当の方法により割当てます。
2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は87,590,000円であります。

##### (2) 【募集の条件】

発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
380	190	100株	平成26年11月7日		平成26年11月7日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行なうものとし、一般募集は行ないません。
2. 発行価額は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。
4. 申込みの方法は、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記(4)払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

##### (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ファステップス	東京都新宿区四谷四丁目32番4号

##### (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 本店営業部	東京都千代田区丸ノ内一丁目1番2号

### 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 4 【新規発行による手取金の使途】

#### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
175,180,000	3,000,000	172,180,000

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。  
2. 発行諸費用は、有価証券届出書作成費用、弁護士費用、登記費用等からなり、3,000,000円を予定しております。

#### (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額172,180,000円につきましては、下記のとおり充当する予定であります。

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
コールセンター発足資金	60,000,000	平成26年11月～平成28年2月
飲食事業への新規投資	60,000,000	平成26年11月～平成27年2月
グループ会社への貸付金	52,180,000	平成26年11月～平成27年2月

- (注) 1. 調達した資金について、支出予定時期までの資金管理につきましては、当社取引銀行の預金口座にて管理を行います。  
2. 本第三者割当によって調達した上記の差引手取概算額172,180,000円につきましては、平成28年2月期までに使用する予定であります。内容といたしましては、以下を予定しております。

#### コールセンター発足資金

当社グループは、当社(株式会社ファステップス)と連結子会社4社(株式会社ピーアール・ライフ(住所:東京都台東区台東一丁目3番地5号 反町ビル5階、代表者:代表取締役 長谷川清英)、TMプランニング株式会社(住所:東京都新宿区四谷四丁目32番4号、代表取締役:清水武志)、株式会社ライフプランニング(住所:東京都新宿区四谷四丁目32番4号、代表取締役:清水武志)、株式会社NSF(住所:京都府京都市下京区烏丸通五条下ル大坂町400番地 三善ビル3階、代表取締役:佐藤順子))により構成されております。当社グループで行っております事業は以下のとおりであります。

#### システムソリューション事業(株式会社ファステップス)

お客様のビジネスを支える業務システムや、お客様とユーザーの接点となるWEBサイト・スマートフォンアプリ及びシステム運用に欠かせない業務支援や、それらを繋ぐネットワーク技術など全てにおいて、ご提案から製造、保守、管理まで提供しております。また、近年では、スマートフォン向けの教育・学習サービスの提供に注力しており、スマートフォンの普及により更に発展が見込まれております。

#### メディアソリューション事業(株式会社ピーアール・ライフ)

主要なテレビ局、ラジオ局、新聞社などの取引先をもち、広告代理業務を主業とする総合広告代理店であり、中でも各テレビ局との密接な関係を持ち、テレビCMの扱いが売上の大半を占めております。また、付随してテレビ番組等の企画、制作、イベント企画等を受託しております。

#### コストマネジメント事業(TMプランニング株式会社、株式会社ライフプランニング)

3PL事業者として、単に荷物の配送を請負うのではなく、受発注からピッキング、在庫管理といった、物流に関する広範で総合的なロジスティクス業務を提供しております。特定の運送会社や倉庫会社と主従関係を持たないニュートラルな立場で、お客様の物流の現状を客観的に把握し、最適な物流ソリューションを提案しております。また、経営マネジメントサービスを行っており、お客様のニーズを的確に捉え、企業経営のサポート、コスト削減等の提案をしております。

3PLとは:企業の流通機能全般を一括して請け負うアウトソーシングサービス。自身は物流業務を手がけない企業が、顧客の配送・在庫管理などの業務を、プランニングやシステム構築などを含め長期間一括して請負い、外部の物流業者などを使って業務を遂行する。物流業者に業務を委託するのは違い、3PLは「荷主の物流部門」として振舞うため、複数の物流業者から最も荷主の利益にかなう業者を選択したり、荷主側の要望を物流業者と交渉したりといったことが可能となる。

#### シェイプファンデ事業(株式会社NSF)

美しく豊かになることの喜びと感動をわかちあい、女性一人ひとりの夢の実現に貢献することを基本理

念としております。「健康で美しいからだづくり」を提供し、美容室感覚で通えるビューティプロパー  
ション専門サロン「からだの美容室」をフランチャイズ店舗として全国に展開しており、フランチャイズ  
本部としての、技術・ノウハウ等の提供、販促支援等を行っております。

#### その他(株式会社ライフプランニング)

平成25年9月1日に事業を譲り受け、飲食事業を開始しております。  
10余年続いている讃岐うどん店であり、安定的に連結業績へ寄与しております。

上記システムソリューション事業では売上の拡大のために、既存の受託開発とスマートフォン向けアプ  
リ開発に続く新たなサービスとして、コールセンターのサービスを想定しております。コールセンター業  
務は、既存のサービスによる売上加え、当社グループの営業力や開発力を活かし外部に当サービスを営  
業し業務を受託することによって、売上の拡大や新規の取引先の増加を見込んでおります。また、当社で  
行なっているネット通販での問い合わせやスマートフォンアプリの商品問い合わせ等のインバウンドや、  
スマートフォンアプリ開発の新規の取引先獲得に向けての営業活動支援や、ユーザーに対しての市場調査  
等を行なうアウトバウンドなど、外部に委託していた業務の内製化を進めることによってコストの削減も  
可能になり、シナジー効果が期待できます。なお、開始時期につきましては、平成27年3月を目標にして  
おり、費用に関してはコールセンターに係るM&A資金50百万円、システム導入及び改修費20百万円、そ  
他運転資金80百万円を合算し合計150百万円を想定しております。

#### 飲食事業への新規投資

当社グループの株式会社ライフプランニングが営んでおります飲食事業の拡充を計画しております。今  
後は飲食の多角化を目指していくため、様々なサービスの提供を考慮し販売権利取得の為の新会社の設立  
を計画しております。開始時期につきましては平成26年12月の設立を目標としております。その出資資金  
といたしまして100百万円程度を想定しております。

#### グループ会社への貸付金

当社グループ会社の株式会社NSFに対して、市場金利を勘案し、合理的に決定した条件で平成27年2  
月末までに貸付を行い、同社が行なっているシェイプファンデ事業への運転資金を想定しております。  
シェイプファンデ事業は、代理店店舗を通じ、「健康で美しいからだづくり」をテーマにした瘦身分野に  
特化した付加価値の高い家庭用美容商材(機能性インナー&レグインナー、ダイエットフード&サプリ  
メント、ボディケア化粧品、美容機器)を、独自のダイエット理論に基づきリアル店舗におけるアフター  
サービスとともに販売・提供しています。現状では美容機器の品揃えが不足しているため、以前より好評  
でした商品の取扱いの再開を検討しております。この商品には多額な仕入れコストが必要であるため、資  
金に余裕が無く取扱うことができませんでした。しかしながら、すでに問い合わせや再販要望を多数いた  
だいておりますので、販売を再開することにより休眠顧客の掘り起こしにもつながるものと考えておりま  
す。したがって、この仕入代金として55百万円を充当し、平成26年11月より販売を再開いたします。

以上、～の施策を実行することにより、当社グループの企業価値の向上につながり、既存株主の皆様  
の利益に資するものと考えております。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1 【割当予定先の状況】

##### (1) 割当予定先の概要

名称	株式会社セントラルプロモーション北海道
本店の所在地	札幌市中央区南1条西5丁目17番地2号
代表者の役職・氏名	代表取締役 三島敬子
資本金	10百万円
事業の内容	セールスプロモーション、イベントプロモーション
主たる出資者及び出資比率	三島 敬子 100%
主たる出資者の概要	代表取締役

##### (2) 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術または取引関係	該当事項はありません。

##### (3) 割当予定先の選定理由

当社グループは、平成20年2月期から平成24年2月期まで5期連続で当期純損失を計上しておりましたが、平成25年2月期では、経常利益及び当期純利益を計上いたしました。しかしながら、当社グループの取引先の事業停止等の影響もあり、平成26年2月期では、再度当期純損失を計上いたしました。この結果、株価にも影響を与えており、平成26年4月末の時価総額が10億円未満であったため、株式会社東京証券取引所マザーズ市場の上場廃止基準にかかる猶予期間に入っております。平成27年1月31日までの期間において月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円以上とならないときは、上場廃止となる上場廃止基準（有価証券上場規程第603条第1項第3号）に該当することになります。

上記記載の状況により、時価総額上昇及び資本増強策の一環として、平成26年10月14日付けの取締役会において、株式会社セントラルプロモーション北海道(以下、「セントラルプロモーション」という)を引受先として新株式の発行を決議いたしました。

平成26年5月に当社取締役がM & Aアドバイザー会社にコンタクトし、事業提携や資本提携が出来るような会社の照会をかけておりました。一方、運河工房有限公司(CANAL Factory Co., Ltd.) (住所: RMS501-2 JUBILEE CTR18 FENWICK STREET WAN CHAIHONG KONG 代表取締役: 齋木学) (以下、「CANAL」といいます。)についてもM & A案件の照会を同社にかけており、同社よりCANALの代表取締役を紹介いただき、当社は、CANALと事業での協業や資本政策等の協議を行なってまいりました。その後、CANALを本第三者割当の割当予定先として検討してまいりましたが、より事業拡大を目的として平成26年11月に完全子会社化する予定であるセントラルプロモーションを本第三者割当の割当予定先とする提案を受けました。同社は広告事業を営んでおり、主に北海道でのイベントやセールスのプロモーションを手がけております。当社グループでも広告代理業を行なっているメディアソリューション事業があり、北海道での取引先の新規開拓やイベント等で今後セントラルプロモーションとの協業が考えられます。また、システムソリューション事業が行なっているスマートフォンアプリの販促ポスターやチラシ等の紙媒体での広告や、女性用の補正下着や健康食品等を販売しているシェイプファンデ事業のイベントのプロモーション等、グループ会社全体へのシナジー効果が考えられます。以上の内容を今後具体的に進めることを協議しています。以上の結果、セントラルプロモーションを割り当て予定先として決定いたしました。また、当社は、セントラルプロモーションが支配株主となる意志はない旨や株式を長期保有する旨を確認しました。

##### (4) 割り当てようとする株式の数

株式会社セントラルプロモーション北海道 普通株式 461,000株

(5) 株券等の保有方針

当社は、割当予定先であるセントラルプロモーションが当社普通株式を中長期的に保有していただくよう要望しており、同社からもそのような意向であると口頭で確認しております。

また、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等の内容を直ちに書面にて当社へ報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

しかし、セントラルプロモーションの財務状態や金銭消費貸借契約を締結していることを鑑みると当社株式の売却が考えられますが、CANALの子会社となることから、親会社として事業面や資金面のサポートしていくことやCANALグループが今後の事業拡大と資金拡充を行なっていくことをCANALの代表取締役より口頭で確認しているため、当社はセントラルプロモーションが中長期的に保有していただけると判断いたしました。

(6) 払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるセントラルプロモーションが本第三者割当に必要な資金の確保については、次のとおりであります。

最終的な資金の拠出者は株式会社ワールドツール(住所:埼玉県深谷市白草台2909-50、代表取締役:中島勉)であり、その先の資金の流れは、CANAL セントラルプロモーションの代表である三島敬子氏 セントラルプロモーションとなっており、各々金銭消費貸借契約を締結していることを契約書の写しを受領し、確認しております。なお、金銭消費貸借契約を締結する際に担保設定等は行っていない旨を、上記契約書により確認しております。

上記取引における各会社等の関係性は、セントラルプロモーション及びCANALは本第三者割当の払込みに要する資金を有していなかったため、CANALが、株式会社ワールドツールに対して、資金の拠出を依頼したものです。株式会社ワールドツールは、ビジネス上においてコンサルティング等の取引実績があることからCANALに対しては一定の信用を得ており、貸付けを了承しております。また、セントラルプロモーションは今後CANALの子会社になる予定であることから、協業が考えられるセントラルプロモーションより払い込みが行なわれております。なお、資金の返済が滞った場合を鑑み、セントラルプロモーションの代表者を保証人としての意味合いを含めて、同代表者を介してセントラルプロモーションへ貸付を行っております。

これらの貸付は8月15日までに実施されており、セントラルプロモーションが払込に必要となる資金を十分に保有していることを、同社の銀行預金口座の残高証明書で確認しております。

実質的な資金の拠出者であります株式会社ワールドツールの直近の決算書で当社が本第三者割当に係る貸付に必要な資金を有しており、当該資金が自己資金であることを確認しております。

(7) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるセントラルプロモーションの代表者及びCANALの代表取締役であります齋木学氏との面談を実施したうえ、割当予定先、割当予定先の主要株主及び齋木学氏が反社会的勢力とは一切関係がない旨の表明を個別に取得しております。

なお、各々が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社J Pリサーチ&コンサルティング(住所:東京都港区虎ノ門三丁目7番12号、代表取締役:古野啓介)に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、当該割当予定先関係者が反社会的勢力である、又は、割当予定先関係者及び資金提供者が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。

CANALについては、設立が平成26年4月と間もないため、同社の株主であり代表取締役の齋木学氏について同様の調査を行っております。

同じく、資金の拠出者であります株式会社ワールドツールに対しても同様の調査を依頼しており、暴力団等とは一切関係がない旨の調査報告書を株式会社J Pリサーチ&コンサルティングより受領しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

### 3 【発行条件に関する事項】

#### (1) 発行価額等の算定根拠及びその具体的内容

新株式の発行価額につきましては、本第三者割当増資にかかる取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社株式の終値である380円として、ディスカウントを設けないことといたしました。当社は、投資家の現在の当社に対する評価を最も適切に反映していると考えられる、本第三者割当にかかる取締役会決議日の直前営業日の終値で発行することにより、既存株主の皆様の権利を侵害することなく、発行できるものと判断いたしました。

この払込金額については日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日制定）の「取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額）に0.9を乗じた額以上の価額であること。ただし、直近日または直前日までの価額または売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間（最長6ヶ月）をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上の価額とすることができる。」との規程の範囲内のものであり、本第三者割当の目的や割当先の保有方針等も勘案すると、本第三者割当の発行価額については、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

また、払込金額が割当先に特に有利でないことに係る適法性に関しましては、本第三者割当に関する取締役会に出席した監査役3名全員から、上記払込金額は当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にし、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していることから、特に有利な金額には該当せず適法である旨の意見を得ております。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当による新株式の発行数量（募集株式の総数）は461,000株であり、本第三者割当前の当社の発行済株式株2,882,500株の16.0%、総議決権数（28,437個）に対しても16.2%に相当します。したがって、既存の株主においては、持ち分の希薄化が生じることになります。

利益の希薄化が生じないかという点については、新株の発行によって得た資金が効率的に運用され、利益の額が増加して、1株当たりの利益が減少しなければ利益の希薄化は生じないことになります。当社グループは、本第三者割当増資によって取得した資金を事業の拡大に使用する予定であり、その投資によって株式数の増加率を上回る利益を積み増し、1株当たりの利益の希薄化が生じないよう、資金効率に留意した事業展開を行っていく計画であります。

以上の考察により、本第三者割当における新株式の発行数量及び本第三者割当による当社株式の希薄化の規模は、合理的であると判断しました。

### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
株式会社アクセル	東京都台東区台東1-31-9	477,000	16.77%	477,000	14.43%
株式会社セントラルプロ モーション北海道	北海道札幌市中央区南1条西 5丁目			461,000	13.95%
佐藤 智之	栃木県那須塩原市	144,125	5.07%	144,125	4.36%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋1-2-10	125,600	4.42%	125,600	3.80%
大城 順子	東京都世田谷区	118,600	4.17%	118,600	3.59%
川嶋 誠	東京都世田谷区	115,000	4.04%	115,000	3.48%
清水 武志	神奈川県横浜市青葉区	100,000	3.52%	100,000	3.03%
株式会社メサイアホール ディングス	東京都港区六本木7-15-14	97,000	3.41%	97,000	2.94%
CBHK PHILLIP SEC (HK) LTD CLIENT MASTER (常任代理人 シティバン ク銀行株式会社)	10/F, TWO HARBOURFRONT, 22 TAK FUNG STREET, HUNG HOM, KOWLOON, HONG KONG (東京都品川区東品川2-3-14)	85,500	3.01%	85,500	2.59%
日本ビューレット・パッ カード株式会社	東京都江東区大島2-2-1	75,000	2.64%	75,000	2.27%
計	-	1,337,825	47.04%	1,798,825	54.43%

(注) 1. 割当前の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成26年8月31日現在における株主名簿に基づき記載しております。

2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第三位を四捨五入しております。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

#### 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

### 第二部 【公開買付けに関する情報】

#### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

#### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

#### 第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1. 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」に記載した有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成26年10月14日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、その判断に変更はなく、また新たに記載する事業等のリスクに関する事項もありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成26年10月14日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第15期)の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(平成26年5月30日提出の臨時報告書)

#### 提出理由

当社は、平成26年5月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 報告内容

#### (1) 株主総会が開催された年月日

平成26年5月29日

#### (2) 決議事項の内容

##### 第1号議案 剰余金処分の件

減少する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金 199,090,966円

増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 199,090,966円

##### 第2号議案 定款一部変更の件

法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設する。

##### 第3号議案 取締役4名選任の件

取締役として、川嶋誠、清水武志、村山雅経及び石橋雄一を選任する。

##### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、堤田健二を選任する。

##### 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、清水努を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	14,828	127	0	(注)1	可決 98.69
第2号議案 定款一部変更の件	14,858	97	0	(注)2	可決 98.89
第3号議案 取締役4名選任の件					
川嶋 誠	14,814	141	0	(注)3	可決 98.60
清水 武志	14,814	141	0		可決 98.60
村山 雅経	14,814	141	0		可決 98.60
石橋 雄一	14,814	141	0		可決 98.60
第4号議案 監査役1名選任の件				(注)3	
堤田 健二	14,828	127	0		可決 98.69
第5号議案 補欠監査役1名選任 の件				(注)3	
清水 努	14,826	129	0		可決 98.68

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

(平成26年9月9日提出の臨時報告書)

提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

報告内容

主要株主の異動

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主でなくなるもの インフォレスト株式会社

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	4,000個	14.07%
異動後	0個	0.00%

(注) 1. 異動前の「総株主等の議決権に対する割合」は、平成26年2月28日現在の議決権個数28,439個を基準としております

2. 「総株主等の議決権に対する割合」は、小数点第三位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の年月日  
平成26年 8月31日

(注)当該主要株主の異動は、当社の株主名簿管理人より本日受領した平成26年 8月31日現在の当社株主名簿により確認したため、基準日である同日をもって異動の年月日としております。

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額 983,800千円  
本報告書提出日現在の発行済株式総数 2,882,500株

#### 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第15期)	自 平成25年 3月 1日 至 平成26年 2月28日	平成26年 5月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	(第16期第 2 四半期)	自 平成26年 6月 1日 至 平成26年 8月31日	平成26年10月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の 2 に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)」A 4 1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年5月28日

株式会社ファステップス  
取締役会 御中

仁 智 監 査 法 人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山 口 一 成

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 來 嶋 真 也

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファステップスの平成25年3月1日から平成26年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファステップス及び連結子会社の平成26年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ファステップスの平成26年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社ファステップスが平成26年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成26年 5 月28日

株式会社ファステップス  
取締役会 御中

仁 智 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	山	口	一	成
指定社員 業務執行社員	公認会計士	來	嶋	真	也

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファステップスの平成25年3月1日から平成26年2月28日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファステップスの平成26年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年10月10日

株式会社ファステップス  
取締役会 御中

仁 智 監 査 法 人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山 口 高 志 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 來 嶋 真 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファステップスの平成26年3月1日から平成27年2月28日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成26年6月1日から平成26年8月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年3月1日から平成26年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファステップス及び連結子会社の平成26年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。